

当薬局のサービスについて

当薬局では調剤管理料を算定しています。

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。
必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

当薬局では服薬管理指導料を算定しています。

患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。
お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。

当薬局のサービスについて

当薬局では調剤基本料 1 を算定しています。

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・1200品目以上の医薬品の備蓄
- ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者の免許
- ・集中率85%の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上
- ・当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- ・診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- ・保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- ・在宅患者に対する薬学管理・指導の実績(薬局あたり年24回以上)
- ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・掲示等
- ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- ・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- ・管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍)
- ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(研修計画・受講等)
- ・患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- ・要指導医薬品・一般用医薬品(48薬効群)・緊急避妊薬の備蓄
- ・健康相談の取り組み
- ・敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

当薬局では地域支援・医薬品供給対応体制加算1 を算定しています。

当薬局では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて規定の調剤報酬点数表に従い後発医薬品調剤体制加算を処方箋受付 1回につき算定しております。

先発医薬品を希望される患者様は、薬局スタッフへお申し出ください。

処方箋記載のジェネリック医薬品から先発医薬品へ変更する場合には、処方医の許可が必要な場合がございます。また必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんので予めご了承ください。

当薬局では電子的調剤情報連携体制整備加算 を算定しています。

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用しています。
- ・マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用することを促進する等、医療 DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療 DXに係る取組を実施しています。

当薬局では連携強化加算を算定しています。

当薬局では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット(対外診断用医薬品)を販売しております。

・新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)

イ 個人防護具を備蓄

ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品(検査キット)の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備

・災害の発生時における体制の整備について

ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施(外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む)

イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医療品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制

ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

当薬局のサービスについて

当薬局では在宅薬学総合体制加算 1 を算定しています。

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。在宅患者様には、規定の調剤報酬点数表に従い処方箋 1 回につき算定しております。

(在宅薬学総合加算1の場合)

- ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在宅協力薬局との連携を含む)及び周知
- ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者免許の取得
- ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年24 回以上)

(在宅薬学総合加算2の場合はいずれか)

- ・ターミナルケアに対する体制(医療用麻薬備蓄かつ無菌調製の設備)
- ・小児在宅患者に対する体制(薬学管理・指導の実績が年6回以上)

窓口での 支払い金額が 変わります

調剤報酬改定に伴い
令和8年6月1日より、
患者様の窓口での負担額が
変更となります。

ご了承くださいますようお願い申し上げます。

先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品
と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

取り扱い可能な公費医療負担

- 生活保護法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定（結核医療）
- 戦傷病者特別援護法に基づく指定
- 母子保健法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者自立支援法に基づく指定（精神通院医療）
- 障害者自立支援法に基づく指定（育成医療・更生医療）
- 労働者災害補償保険法に基づく指定（労災医療）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定（未熟児指定養育）
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費助成制度

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただきます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(医師の了解と指示が必要です。)

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点／回 ・同じ建物内に療養中の方が 2～9名 320点／回 10名以上 290点／回 自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。	・在宅で療養中の方 518点／回 ・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点／回 10名以上 342点／回 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額 が異なることがあります。
点数は全て1点＝10円です。計算例)10点＝100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局 高槻庄所店

管理薬剤師: 足立 裕晃

京都府知事指定介護保険事務所 第2740903691号

[営業日・営業時間]

平日 9:00時～19:00時

土曜 9:00時～12:30時

日曜・祝日: 休み

[所在地]

高槻市庄所町3-19

[連絡先]

TEL:072-668-2287

FAX:072-668-2290

指定居宅療養管理指導事業者運営規程

(事業の目的)

第1条

1. ファルコ薬局高槻庄所店(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、ファルコ薬局高槻庄所店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、ファルコ薬局高槻庄所店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
2. 通常、月～金曜日の9時～19時、土曜日の9時～12時30分とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、高槻市中央地域の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. ファルコ薬局高槻庄所店は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、ファルコ薬局高槻庄所店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成20年4月1日より施行する。

許可番号 第 28A20048 号

薬局開設許可証

氏 名 株式会社ファルコファーマシーズ

薬局の名称 ファルコ薬局 高槻庄所店

薬局の所在地 高槻市庄所町3-19

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和 4年 7月26日

高槻市長

濱田 剛史



有効期間 令和 4年 8月 1日 から
令和10年 7月31日 まで



許可番号 第 28N20020 号

高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証

氏 名 株式会社ファルコファーマシーズ

営業所の名称 ファルコ薬局 高槻庄所店

営業所の所在地 高槻市庄所町3-19

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の
規定により、高度管理医療機器等の販売業 貸与業 の許可を受けた者であることを証明する。

令和 4年 9月 1日

高槻市長 濱田 剛史



有効期間 令和 4年 9月14日 から
令和10年 9月13日 まで

第 R15532号

麻薬小売業者免許証

麻薬業務所の所在地

高槻市庄所町 3-19

麻薬業務所の名称

ファルコ 薬局 高槻庄所店

住所

京都府京都市左京区聖護院蓮華蔵町 44-3

氏名

株式会社 ファルコファーマシーズ

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により免許を受けた麻薬小売業者であることを証明する。

令和6年11月22日

大阪府知事 吉村 洋文



有効期間 令和 7年 1月 1日 から
令和 9年 12月 31日 まで

ファルコ薬局高槻庄所店

管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局
開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 阿部 治
薬局の名称 許可番号・許可年月日 所在地・有効期間	薬局開設許可証(別掲)を参照
管理薬剤師氏名	<u>足立 裕晃</u>
勤務する薬剤師 (担当業務)	<u>中村 美香</u> (保管、陳列、販売、情報提供、相談) <u>田村 裕子</u> (保管、陳列、販売、情報提供、相談) <u>西口 衣里奈</u> (保管、陳列、販売、情報提供、相談) <u>村瀬 良輔</u> (保管、陳列、販売、情報提供、相談) <u>山本 信徳</u> (保管、陳列、販売、情報提供、相談) ____ (保管、陳列、販売、情報提供、相談) ____ (保管、陳列、販売、情報提供、相談) ____ (保管、陳列、販売、情報提供、相談)
勤務する登録販売者 (担当業務)	—
取り扱う 一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品 第二類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の 区別について	薬剤師: 名札に氏名及び「薬剤師」と記載 登録販売者: — その他の勤務者: 名札に氏名を記載
営業時間	月～金… <u>9:00-19:00</u> 土曜日… <u>9:00-12:30</u>
営業時間外の相談対応	夜間・休日も対応
相談時・緊急時の連絡先	<u>072-668-2287</u> (夜間転送)

お薬の販売方法について

分類と外箱表示	陳列方法	情報提供と相談への対応
要指導医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	
第一類医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	薬剤師が 書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います
第二類医薬品 副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第一類医薬品を除く） ※ 指定第二類医薬品 第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品 『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所（7m以内）に陳列します	
第三類医薬品 第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します	薬剤師または登録販売者が 適正な使用のため必要な情報提供に努めます

一般用医薬品

※ 医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。
個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する
公的な制度があります。
【問い合わせ先】独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
0120-149-931

苦情相談窓口

大阪府薬剤師会
072-840-9400
大阪府薬務課
072-807-7623

お客様各位

医薬品の適正な使用について

お客様の健康を守るため、下記に取り組んでおります。
ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 当店では濫用等の「適切な使用以外の目的での医薬品等の購入」をお断りします。
2. 濫用等のおそれのある医薬品を購入される場合、下記の対応をさせていただきます。
 - ①購入者が若年者(高校生以下)の場合、氏名・年齢を確認します。
 - ②販売は原則おひとり様1個とさせていただきます。
 - ③複数個購入をご希望の際には理由を確認します。
 - ④「薬物濫用・薬物依存」の疑いがある場合には、しかるべき対応をし、法令に基づき副作用報告を行います。
3. 市販の医薬品による対応が適切でないと判断した場合、受診等を勧めます。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第15条の2(抜粋)

- 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあっては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
 - ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 二 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

ファルコ薬局高槻庄所店

20歳未満のお客様へ

薬物濫用防止について

薬物濫用防止のため、以下の成分を含む医薬品の販売時に特別なルールを設けておりますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

【対象となる成分等】

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン
- ・ブロモバレリル尿素

を成分として含有する医薬品

(令和5年厚生労働省告示第5号)

1. 販売時、学生証等により氏名・年齢・学校名または勤務先を確認させていただきます。
2. 上記が**確認できない場合、販売を行いません。**
3. 特に、以下の3成分については、**おひとり様1個(1箱または1瓶)の販売に限定**させていただきます。(やむをえない場合を除く)
 - ジヒドロコデイン
 - メチルエフェドリン
 - ブロモバレリル尿素

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第15条の2(抜粋)

- 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあっては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
- 二 その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 二 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

ファルコ薬局高槻庄所店



患者様の個人情報保護について

当薬局では、患者様に安全かつ適切にお薬を使用していただくために、**患者様の氏名、ご住所、ご連絡先**のほか、**生年月日**や体質、生活習慣などをご確認させていただいております。私どもは、患者様からご提供いただいたこれらの個人情報を大切なものであると認識し、以下の通り慎重に管理およびお取り扱いいたします。

- ✓ 個人の人格尊重の理念のもと、個人情報保護法および薬事法ほか、関連法令・規定等を遵守します。
- ✓ 患者様の個人情報は、お薬に関する安全確保や個々の患者様に応じた情報提供のために収集しているものであり、この目的の範囲を超えて取り扱うことはありません。
- ✓ 個人情報を秘密保持し、お薬の処方に関連して必要となる医療機関への照会や保険請求業務、法的義務を伴う行政機関等への報告以外には、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ✓ 個人情報の安全管理に努め、漏えいや滅失、改ざん、不正アクセスなどを防止する措置をとっています。

**詳細につきましては、薬局スタッフに
当社「個人情報保護方針」をお申し付けください**

個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社ファルコファーマシーズ
TEL 075-746-5018
(受付 月～金 9:00～17:30となっております。祝日は除く)

平成24年4月1日制定
令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ
代表取締役社長 阿部 治

株式会社 ファルコファーマシーズ

安心して薬局サービスを 受けていただくために

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。
個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- ・薬局における調剤サービスの提供
- ・患者様、お客様に医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握
- ・患者様、お客様のご家族などへの薬に関する説明
- ・医療機関からの照会への回答、および医療機関への処方に関する照会
- ・病院、診療所、保険薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの連携
- ・会計および医療費の請求業務、一次審査支払機関へのレセプト提出、一次審査機関又は保険者からの照会への回答、損害保険会社への請求業務
- ・業務の維持、改善のための資料作成
- ・薬局内で行う薬剤師、医療事務等の教育、研修、症例研究
- ・薬局内において行われる薬学生の実習への協力
- ・法令に基づき司法機関、行政機関等の法的義務を伴う要請を受けた場合
- ・保険請求に関する業務システムの開発目的
- ・外部監査機関への情報提供
- ・審査支払機関または保険者への照会
- ・安心、安全のための防犯カメラによるモニタリング

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日

1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日

午後7時～午前0時
午前0時～午前8時

土曜日

午後1時～午前0時
午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いいたします

2023年5月作成

バイオ医薬品をお使いの皆様へ

効果や安全性はそのままに経済的負担を軽減する

バイオシミラー

というお薬があります

[バイオシミラー (バイオ後継品) とは？]

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後にほかの製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

[バイオシミラーが使われている病気の例]

がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ・乾癬
低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗しょう症など
・詳しくは医師または薬剤師にお尋ねください

当薬局はバイオシミラーの
調剤を積極的に行っております

2026年5月作成

ジェネリック医薬品の 利用促進に ご協力をお願いします

【安心・信頼】

・国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は国の厳しい審査をクリアしたものだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

・低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

【未来のために】

・医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

・医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

2023年5月作成

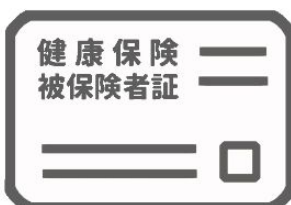
薬局ご利用の皆様へ



処方せんの有効期限は
発行日を含めて

4日以内です

有効期限を過ぎると薬局では受け付けできなくなり、
医療機関での再発行が必要です。



**保険証のご提示を
お願い致します**

初めてご来局の方・転職・異動などで保険証が
変わられた方はご提示をお願いします



個別の調剤報酬の算定項目の分かる
明細書をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に
個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で
発行いたします。

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出下さい。

2026年度 調剤報酬点数一覧表

全 般 専 門					
点状について		徴収証、明細書に明記されている項目毎の点数は、1点を10円で計算します。			
バイオ医薬品		バイオテクノロジー応用医薬品(先行バイオ医薬品)と同等ノ同量の品質、安全性及び有効性を有する医薬品です。			
後発医薬品		先発医薬品の特許期間が切れた後、発売される先発医薬品と同等分の医薬品です。			
調剤		医薬品を処方箋通りに調剤する行為です。			
リファル処方箋		症状が安定している患者さんについて、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を再度利用(3回まで)できる処方箋です。			
調剤技術料					
調剤基本料 (処方箋受付1回につき)	調剤基本料1			4.7点	
	調剤基本料2			3.0点	
	調剤基本料3	イ		2.5点	
		ロ		2.0点	
		ハ		3.7点	
	特別調剤基本料		A	5点	
		B	3点		
療養の保険医療機関から交付された処方箋を同時にまとめて受け付けた場合 (当該処方箋のうち、一の処方箋について受付1回につき所定点数の100分の10以下に相当する点数により算出し、他の処方箋について受付1回につき算定)				所定点数の 70.0分の80	
(1) 延滞率が50%以下 (2) 延滞率、取引に係る状況並びに給付改善に係る取組状況の未報告 (3) かかりつけ調剤に係る業務を1年間実施した場合(1月に600回以下の薬局を除く)(1)・(2)・(3)のいずれかに該当する薬局は、処方箋受付1回につき調剤基本料の算定)				所定点数の 100分の50	
分割調剤(長期保存の困難性等)(1分割調剤につき(2回目以降))				5点	
分割調剤(後発医薬品の試用時)(1分割調剤につき(2回目の調剤以降))				5点	
地域支援-医薬品供給対応体制加算 (処方箋受付1回につき)	イ 地域支援-医薬品供給対応体制加算1		2.7点	医薬品の安定供給体制を確保し、後発医薬品の使用率が一定以上の実績がある薬局に対して加算される点数です。	
	ロ 地域支援-医薬品供給対応体制加算2		4.9点	加算1の体制を整備した上で、夜間・休日対応等の地域支援の支援を前提とし、一定時間以上の調剤や医薬品の備蓄品目数に加え、薬学的管理・指導や薬剤の安全性向上のための事例報告や創作用報告体制の整備がされ、地域支援に積極的に貢献するための一定の体制を整えている薬局に対して加算される点数です。	
	ハ 地域支援-医薬品供給対応体制加算3		4.7点		
	ニ 地域支援-医薬品供給対応体制加算4		4.7点		
	ホ 地域支援-医薬品供給対応体制加算5		4.9点		
	特別調剤基本料Aを算定している場合				所定点数の 40.0分の40
連携強化加算				5点	
バイオ医薬品調剤体制加算				4.0点	
特別調剤基本料Aを算定している場合				所定点数の 40.0分の40	
(1) 後発医薬品の使用率(延滞率)の割合が50%以下 (2) 後発医薬品の使用率(延滞率)の割合の定期報告が未実施の場合 (1)(2)のいずれかに該当する場合(処方箋の受付回数が1月に600回以下の薬局を除く等)				6点加算	
在宅薬局台 体制加算1				4.0点	
特別調剤基本料Aを算定している場合				所定点数の 40.0分の40	
在宅薬局台 体制加算2				4.0点	
イ 単一診療所療養者又は単一診療所居住者が1人の場合				4.0点	
ロ イ以外の場合				4.0点	
特別調剤基本料Aを算定している場合				所定点数の 40.0分の40	
電子処方箋(情報連携体制整備加算 (1月1回に限り))				8点	
門前薬局等立地依存加算				4.0点加算	
薬剤調剤料					
内服薬(標準薬及び調剤を除く)(1割につき、3割分まで)				24点	
点眼薬(調剤にかかわらず)				21点	
注射薬(1割につき、3割分まで)				18.0点	
調剤 (1割につき、3割分まで)				18.0点	
イ 7日分以下の場合				薬剤師が医薬品を処方箋通りに調剤する行為の点数です。処方箋に記載されている医薬品の種類(内服薬・注射薬・外用薬等)、日数、剤形(錠剤、液剤)等により計算方法が定められています。	
ロ 8日以上28日分以下の場合					
(1) 7日以下の部分					18.0点
(2) 8日以上28日以下の部分(上記点数+1日分につき)					1.0点
ハ 28日以上の場合					4.0点
注射薬(調剤にかかわらず)				2.6点	
外用薬(1割につき、3割分まで)				1.0点	
内服調剤料(1割につき)				1.0点	
無菌製剤処理加算 (注射薬のみ)(1日につき)	イ 中心診療事業法適用施設	15歳未満の小児の場合を除く	6.9点	注射薬を無菌環境で調剤した場合に加算される点数です。	
		15歳未満の小児の場合	23.7点		
		ロ 抗悪性腫瘍剤	15歳未満の小児の場合を除く		7.9点
		15歳未満の小児の場合	14.7点		
ハ 麻薬	15歳未満の小児の場合を除く	6.9点	麻薬が含まれている場合に加算される点数です。		
	15歳未満の小児の場合	13.7点			
	麻薬を調剤した場合(1割につき)			7.0点	
	向精神薬を調剤した場合(1割につき)			8点	
向精神薬等の医薬品が含まれている場合に加算される点数です。					
覚醒剤原料を調剤した場合(1割につき)				8点	
毒薬を調剤した場合(1割につき)				8点	
時間外加算(特別基盤加算)				10.0%加算	
深夜、休日を除いた薬局の開業時間以外に時間外又は夜間の救急医療対応において調剤した場合に加算される点数です。					
休日加算(基盤加算)				14.0%加算	
深夜を除いた休日において調剤した場合に加算される点数です。日曜日及び祝日、年末年始(1月2日、3日、12月29日、30日、及び31日)は休日として扱う。					
深夜加算(午後10時～午前6時)(基盤加算)				20.0%加算	
開業時間以外に深夜(午後10時～午前6時)において調剤した場合に加算される点数です。					
夜間・休日等加算(処方箋受付1回につき)				4.0点	
休日又は深夜であって、開業時間の時間外で、午後7時(土曜日は午後1時)から午前8時までの間(深夜及び休日を除く)において調剤した場合に加算される点数です。					
自家製剤加算	予製又は錠剤を分割する場合			所定点数の 100分の20	医師の指示に基づき、容易に服用できるよう特殊な工夫で調剤した場合に加算される点数です。(安定剤、溶解補助剤、懸濁剤等必要と認められる添加剤の使用、加量、賦形等)
	イ 内服薬 及び点 眼薬	(1) 錠剤等の内服薬(7日分につき)		2.0点	
		(2) 錠剤等の点眼薬(1割につき)		8.0点	
		(3) 液剤(1割につき)		4.5点	
	ロ 外用薬	(1) 軟・硬膏剤、パップ剤、塗布剤等(1割につき)		8.0点	
		(2) 点眼薬、点鼻薬、点耳薬等(1割につき)		7.5点	
(3) 液剤(1割につき)			4.5点		
予製剤				所定点数の 100分の20	2種類以上の薬剤(液剤、懸濁剤もしくは錠剤又は軟・硬膏剤)を計量し、混合して内服薬もしくは点眼薬又は外用薬を調剤した場合に加算される点数です。
計量器用調剤加算	イ 液剤(1割につき)		3.5点		
	ロ 軟剤、凝結剤(1割につき)		4.5点		
	ハ 軟・硬膏剤(1割につき)		8.0点		

薬学管理科				
調剤管理科 (処方箋受付1回につき)	内服薬(1劑につき、3劑まで)		患者さん又はそのご家族からの聞き取り、情報収集をしたうえで、処方内容の薬学的分析、調剤設計等と、薬歴の管理等を行った場合の点数です。	
	1	イ 長期処方(28日分以上)の場合	60点	
		ロ イ以外(27日分以下)の場合	10点	
調剤特殊薬調整加算	2	1以外の場合	10点	
	イ	在宅患者の処方前に変更提案し反映された場合	50点	調整が確認された患者さんにおいて、処方医の指示の下に、調整の調整のために7日分以上相当の調剤日数の変更を行った場合に加算される点数です。ただし、8日分以下相当の調剤日数調整でも薬剤師による理由記載により算定可能です。
	ロ	在宅患者について調剤日数の変更を行った場合(イの場合を除く)	50点	
	ハ	かかりつけ薬剤師による調剤日数の変更が行われた場合(イ及びロの場合を除く)	50点	
	ニ	イからハまで以外の場合	30点	
薬学的有害事象等防止加算	イ	在宅患者の処方前に変更提案し反映された場合	50点	薬剤服用歴、電子処方箋管理サービス等の仕組みを用いた重症薬歴の確認等を行い、処方医に対する啓発の結果、処方に変更が行われた場合に加算される点です。
	ロ	在宅患者について調剤日数の変更を行った場合(イの場合を除く)	50点	
	ハ	かかりつけ薬剤師による調剤日数の変更が行われた場合(イ及びロの場合を除く)	50点	
	ニ	イからハまで以外の場合	30点	
服薬管理指導科	1	原則3月以内に処方箋を提示した患者(処方箋受付1回につき)(手帳を提示しない患者は2により算定)		
	イ	かかりつけ薬剤師が行った場合	45点	
		かかりつけ薬剤師フォローアップ加算(3月に1回に限り)	50点	
		かかりつけ薬剤師訪問加算(6月に1回に限り)	230点	
	ロ	イ以外の場合	45点	
	2	1以外の患者に対して行った場合(処方箋受付1回につき)		
	イ	かかりつけ薬剤師が行った場合	50点	
		かかりつけ薬剤師フォローアップ加算(3月に1回に限り)	50点	
		かかりつけ薬剤師訪問加算(6月に1回に限り)	230点	
	ロ	イ以外の場合	50点	
	3	介護老人福祉施設等に入所している患者(処方箋受付1回につき(月4回に限り))	45点	
	4	情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合		
		原則3月以内に処方箋を提示した患者(手帳を提示しない患者は、4のニを算定)、介護老人福祉施設等の患者(処方箋受付1回につき)	45点	患者さんに処方された医薬品の名称、形状、用法用量、効果効果、副作用、後発医薬品等の情報を提供し、患者さんの服薬状況、服薬状況、後発医薬品の適正等を記録した上で、今後の継続的な薬学管理及び医薬品の適正使用のために必要な服薬指導を行った場合の点数です。また、重症薬歴、相互作用を確認し、お薬手帳等で情報を提供しています。
		在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して行った場合(ハの場合を除く)(患者1人につき)		
		ロ(在宅患者訪問薬剤師指導科と合わせて月4回(末期悪性腫瘍患者、注射による服薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回)に限り算定)	50点	
		ハ(在宅患者緊急訪問薬剤師指導科と合わせて月4回(末期悪性腫瘍患者、注射による服薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象患者は週2回かつ月8回)に限り算定)	50点	
		イからハまでに該当せず、以下のいずれかに該当する患者(処方箋受付1回につき)		
		ニ(イ) 自宅で処方箋を提出した患者		
		ロ(ロ) 3月を超えて在宅処方箋を提出した患者		
		ハ(ハ) 3月以内に再度処方箋を提出した患者であって、手帳を提示していないもの	50点	
服薬管理指導加算			22点	服薬の服用に関して、服薬状況、服薬状況、保管状況、効果、副作用の有無等を継続的に確認し、適切な取扱い方法などの説明をした場合に加算される点数です。
特定薬剤管理指導加算1		イ 新たに処方された場合	10点	特に安全管理が必要な医薬品に関して医師の指示等を確認し、必要な説明をした場合に加算される点数です。(副作用の初期症状等を確認し適切な服薬指導をすることによって、重篤な副作用を未然に防ぐのに役立ちます。)
		ロ 保険薬剤師が必要と判断し指導を行った場合	5点	
特定薬剤管理指導加算2(月1回まで)			100点	薬剤師が処方した医薬品(後発医薬品)を処方された患者さんに、後発医薬品で患者さんのレジメン(治療内容)の情報を活用し、副作用対策の説明や治療に際する薬剤の服薬指導等を実施するとともに、調剤後に電話等により服薬状況、投薬性腫瘍剤の計の有無を確認し、その内容を文書等により医療機関に情報提供した場合に加算される点数です。
特定薬剤管理指導加算3(当該品目に関して、初回処方時1回に限り)		イ 安全性に関する情報提供を行った場合	5点	医薬品リスク管理計画に基づく指導と患者さんが医薬品を選択するために、長期収載品の適定後薬質評価や医薬品の供給、バイオ医薬品の品質、有効性、安全性について説明を行った場合に加算される点数です。
		ロ 医薬品の選択等に関する説明を行った場合	10点	
乳幼児服薬指導加算(6歳未満)			12点	6歳未満の乳幼児が安全、容易に服用できるように説明した場合に加算される点数です。説明した要点をお薬手帳にも記載します。
小児特定加算			350点	医療的ケア児(児童福祉法第58条の第2項に規定する障害児)である患者さん又はそのご家族等に必要薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
吸入薬指導加算(6月に1回に限り)			30点	喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者さんに、医師の求めなどに応じて吸入薬の使用法について、文書での説明に加え、練習用吸入器等を用いた実技指導又はインフルエンザウイルス感染症の患者さんに、薬剤師による指導の下吸入を行い、その指導内容を処方医に情報提供した場合に加算される点数です。
服薬管理指導科(特例)		適切な手帳の活用実績(処方箋受付1回につき)	13点	適切な手帳の活用実績が相当程度であると認められない保険薬局が算定する点数です。
外来服薬支援科	1	(月1回まで)	185点	服薬管理が困難な患者さん又はご家族等の要望や医師の指示により、持参された服薬中の医薬品を一包化等に整理した場合や、患者さん又はご家族等が持参した服薬中の服薬の服薬管理を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合の点数です。
	2	イ 42日分以下の場合(投与日数が7日又はその倍増を増すごとに)	34点	
		ロ 43日以上の場合	240点	
		施設連携加算(月1回に限り)	50点	
服用薬剤調整支援科	1	(月1回まで)	125点	6種類以上の内服薬を服用している患者さんに薬剤師が文書を用いて処方医へ提案し2種類以上減少した場合の点数です。(内服薬、服用4週間以内の内服薬)
	2	(同一の患者に対して6月に1回に限り、かかりつけ薬剤師1人につき月4回まで)(適用日)2027年6月1日	1,000点	
調剤後発薬剤管理指導科(月1回に限り)		1 離服患者に対して行った場合	60点	施設支援: 医薬品供給都市圏加算の2から5の項目を出している保険薬局が、医療機関と連携してインスリン等の糖尿病治療薬や慢性心不全に関する治療薬の使用の観点から、医師の求めなどに応じて、調剤後も副作用の有無の確認や服薬指導等を行い、その結果を処方医に情報提供した場合に加算される点数です。
		2 慢性心不全患者に対して行った場合		

薬学管理料			
在宅患者訪問薬剤管理指導(服薬管理指導料の4のロと合わせ月4回(在宅患者性理指導費、注射による服薬の投与が必要な患者、中心静脈栄養は第2回かつ月8回)まで)	1 第一種特殊診療者が1人の場合	650点	通院が困難な在宅で療養を行っている患者さんを訪問又は情報通信設備を用いて、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況、薬剤管理、効果の有無の確認等の薬学的管理指導を行った場合の点数です。(1〜2及び服薬管理指導料の4のロと合わせで保険薬剤師1人につき2回の回まで)
	2 第一種特殊診療者が2人以上8人以下の場合	320点	
	3 1及び2以外の場合	280点	
服薬管理指導(加算1回につき)		100点	服薬の服用に關して、服薬状況や効果、副作用の有無等を組織的に確認し適切な取扱い方法を説明、処方箋に情報提供した場合には加算される点数です。
在宅患者医療用前薬併投注射療法(加算1回につき(訪問時))		250点	在宅で医療用前薬併投注射療法を行っている患者さん又はご家族等に対して、投与及び保管の状況、副作用の有無等について確認し、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
乳幼児加算(6歳未満)(1回につき)		100点	6歳未満の乳幼児が安全、容易に服用できるように説明した場合には加算される点数です。
小児特定加算(1回につき)		450点	医療的ケア児(児童福祉法第36条の6第2項に規定する障害児)である患者さん又はそのご家族等に必要薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅中心静脈栄養法(加算1回につき(訪問時))		150点	在宅中心静脈栄養法を行っている患者さんに対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合に加算される点数です。
在宅患者緊急時薬剤管理指導料(1及びロ並びに服薬管理指導料の4のハを合わせて月4回(在宅患者性理指導費、注射による服薬の投与が必要な患者は原則として月8回)まで)	1 計画的な訪問薬剤管理指導に係る療養の必要に存するものの場合	500点	計画的な訪問薬剤管理指導に係る療養の必要に伴い、緊急に前薬等のお薬を患者さん宅に届けなければならない場合に付する説明をした場合の点数です。又、新興感染症等の患者さんに対して、薬剤師が訪問して必要な薬学的管理及び指導を実施し、薬剤を交付した場合にも算定される点数です。
	イ 夜間訪問加算	400点	午前8時から午後8時以降であって深夜を除く時間帯において調剤した場合には加算される点数です。 ※休日訪問加算に該当する休日は除く
	ロ 休日訪問加算	600点	日曜日及び祝日、年末年始(月2日、3日、12月29日、30日、及び31日は休日として扱い)において調剤した場合には加算される点数です。 ※深夜に該当する場合には深夜訪問加算が該当となる
	ハ 深夜訪問加算	1,000点	午後10時から午前8時(祝日)までの時間帯において調剤した場合には加算される点数です。
	2 1以外の場合	200点	計画的な訪問薬剤管理指導に係る療養以外の必要に伴い、緊急に前薬等のお薬を患者さん宅に届けなければならない場合に付する説明をした場合の点数です。
服薬管理指導(加算1回につき)		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「服薬管理指導(加算)」と同様
在宅患者医療用前薬併投注射療法(加算1回につき(訪問時))		250点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「在宅患者医療用前薬併投注射療法(加算)」と同様
乳幼児加算(6歳未満)(1回につき)		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「乳幼児加算」と同様
小児特定加算(1回につき)		450点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「小児特定加算」と同様
在宅中心静脈栄養法(加算1回につき(訪問時))		150点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「在宅中心静脈栄養法(加算)」と同様
在宅患者緊急時薬剤管理指導料	(月2回まで)	700点	訪問薬剤管理指導を実施している患者さんの状態の変化や診療方針の変更等により、医師等と共同で患者さん宅にてカンファレンスに参加して必要な薬品に関する説明をした場合の点数です。
服薬管理指導(加算1回につき)		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「服薬管理指導(加算)」と同様
在宅患者医療用前薬併投注射療法(加算1回につき)		250点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「在宅患者医療用前薬併投注射療法(加算)」と同様
乳幼児加算(6歳未満)(1回につき)		100点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「乳幼児加算」と同様
小児特定加算(1回につき)		450点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「小児特定加算」と同様
在宅中心静脈栄養法(加算1回につき)		150点	在宅患者訪問薬剤管理指導料の「在宅中心静脈栄養法(加算)」と同様
退院時共同指導料	(入院中1回(がん未病患者等は2回)まで)	600点	入院患者さんの退院後の在宅での療養に必要な薬品に関する事項を、入院医療機関の医師等と共同で説明(ビデオ通話含む)、文書により情報提供をした場合の点数です。
服薬情報等提供料	1 保険医療機関の求めがあった場合(月1回まで)	30点	診療を受けた医師の求めに応じ、患者さんの同意の上、薬剤の使用が適切に行われるよう調剤後も患者さんの服用薬の情報等について把握し、情報提供、指導等を行い、その情報を医師に文書で提供した場合は加算される点数です。
	薬剤師がその必要性を認めた場合(月1回まで)		患者さんやそのご家族等からの求めに応じ、又は薬剤師がその必要性を認めた場合に患者さんの同意の上、薬剤の使用が適切に行われるよう調剤後も患者さんの服用薬の情報等について把握し、情報提供、指導等を行い、その情報を医師に文書で提供した場合は加算される点数です。
	2 イ 保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合	200点	
	ロ リファレンスによる調剤後、処方箋に必要な情報を文書により提供した場合		
	ハ 介護支援専門員に必要な情報を文書により提供した場合		
若年者服薬支援料(初回に限り)		50点	入院患者さんにおいて入院医療機関からの求めがあり、患者さんの同意を得た上で、患者さんの服用薬の情報等について一元的に把握し、必要に応じて服用薬の整理を行うとともに、入院医療機関に必要な情報を文書により提供した場合の点数です。
在宅移行初期管理料	(在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定した初回算定日の属する月に1回に限り)	100点	管理責任を当該薬局において勤務する職員が患者さんやそのご家族等と医師の指示により、緊急度に応じた服薬指導等を行う場合に付する点数です。
訪問薬剤管理医師同席指導料(月に1回に限り)		230点	退院後等に患者を訪問し、様々な確認の方と連携し、今後のお薬の管理や服薬指導のために服薬状況の確認や薬剤の管理などについて必要な指導を行った場合に付する点数です。
療養系薬剤管理指導訪問料		150点	訪問薬剤師が訪問診療を実施している保険医療機関の医師と同時訪問を行うとともに、薬学的管理及び指導を行った場合に付する点数です。(第一種特殊診療者が1名の場合)
		300点	行動圏での運動量等がみられる医師が療養系訪問の必要性があると認める患者さんに対して、保険薬剤師が薬剤管理指導のために同時に療養系(薬剤師以外の者を含む)で患者さん宅に訪問する場合の点数です。(第一種特殊診療者が1名の場合)
薬剤料			
医薬品の料金です。この料金は定期的に見直される定価格です。			
使用薬剤料	使用薬剤の薬価が薬剤調製料の所定単価につき15円以下の場合	1点	
	使用薬剤の薬価が薬剤調製料の所定単価につき15円を超える場合の加算	10円又はその増分を2に1点	
	特約調剤基本料(A及びBを算定する薬局において、1処方につき7種類以上内服薬の調剤を行った場合)	所定点数の100分の90	
特定保険医療材料料			
この料金は、保険で認められている医療材料の料金です。この料金は定期的に見直される定価格です。			
特定保険医療材料		材料価格を10円で除して得た点数	
その他			
調剤ベースアップ評価料(処方箋の受付1回につき)		4点	当該薬局において勤務する職員の賃金の改善を図る体制を評価する点数です。2027年6月以降は、所定点数の100分の200に相当する点数を算定
調剤物価対応料(月に1回に限り)		1点	医薬品や調剤に必要な物品の物価高騰に对应し、安定した調剤体制を維持することを評価する点数です。2027年6月以降は、所定点数の100分の200に相当する点数を算定

※ 基価格とは調剤基本料(100円算定)、薬剤調製料、麻酔薬剤調製加算、調剤管理料の合計額。前薬、向導用薬、緊急時薬剤又は必要薬を調剤した場合の加算、自費薬剤加算、計量器賃料調剤加算、調剤時投薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算は基礎額に含まれません。明細書に記載されている項目の内容や点数です。ご不明な点は、薬剤師にお問い合わせください。